

PR U 私鉄総連・私鉄北海道函館バス支部

統一指導委員会 NEWS

日本私鉄労働組合総連合会 2024年6月4日 発行
編集発行人 有川基樹

漫画で知る

函館バス
労使紛争



司法・行政判断で
会社の違法性は明らか
函館バスで3年半にわたる

不当労働行為

号外

はじめに

現在、函館バス(株)において、組合員はもとより、会社にとっても、そして利用者にとっても、誰の得にもならない不当労働行為をはじめ違法行為が、3年半にわたり繰り返されています。

会社による数々の違法行為は、過去に類を見ない露骨な不当労働行為であり、私鉄総連は会社側に対し、これまでの不当労働行為を是正し、労使関係を正常化したうえで、今後の再発防止策の徹底を求めてきました。

多くの労働委員会、裁判において組合側の完全勝訴が確定しており、社長個人に対しても会社法違反(忠実義務違反)とする判決まで出されるなど、会社側の違法性はもはや明確です。

しかし、会社側は「解釈の違い」として、判決の内容で指摘されている自らの態度を一切省みず、最高裁で決定したにも関わらず、委員長の復職を認めないなど、無用に労使闘争を長期化させています。

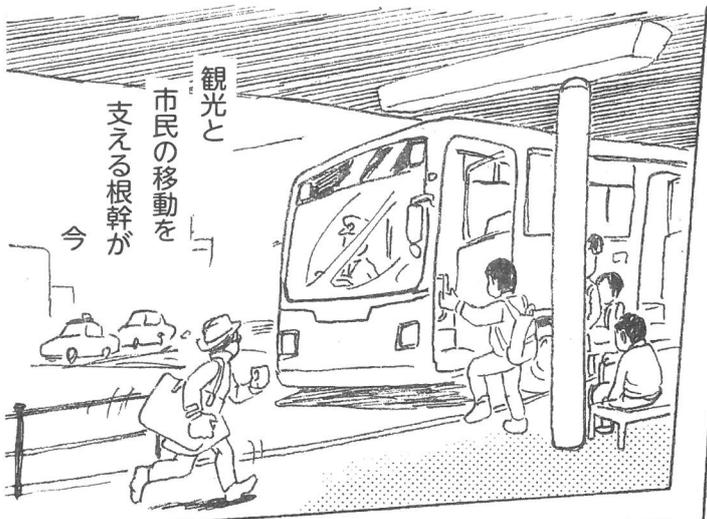
企業に法令遵守が強く求められている昨今において、会社は、同様の違法判決をもらい続けており、完全なコンプライアンス違反の企業と言わざるをえません。

また、違法に労働させていない組合員に対し、損害賠償金および未払い賃金として、2500万円を超える支払命令が出されており、北海道や函館市などから多額の補助金を受けている函館バスが、法令違反によって多額の支払いを繰り返すことなど、許されるはずもありません。

会社の一連の違法行為は、労働組合法や労働契約法のみならず、コンプライアンス、経営の観点からも放置してはならない問題であり、早期解決が必要です。

これ以上、このような無用な労使紛争を長引かせないためにも、みなさまのご理解・ご支援を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

日本私鉄労働組合総連合会
統一指導委員会



さらに会社は
委員長の

申し出た

再雇用申請を
認めない



会社のいじごとを
聞かないやつは
再雇用しない



こうして
委員長
書記長
不在のまま

職場
組合員は

不安の渦が
吹き荒れる

極めて
異常な状態に
おぼされた

そこへ
36協定
更新の

時期が
きたが
団交を
申し入れる



定年になったものなど
相手にしない
と団交を拒否する

一方で
組合の議決も
選挙もなく
副委員長が
委員長代行を
名乗り

協定を
締結したという
代行とは



そりゃ
おかし
いべ
勝手に
決めん
なや

組合は
みんなのものやぞ

組合員による
弾劾投票の結果
副委員長は
解任された



会社は
選挙に協力した
4名を
強制的に
遠方へ配置転換する
人事を発令

さらに会社は
職場の分断をはかる

いや、
私鉄は
何も
解決出来ませんな



新ユニオンに
入りませんか?

ウチなら
不払いのボーナスなんて
すぐお支払いしますぞ

会社に目をつけられたら
困るんだ

ローンもあるし
ボーナスもでないじゃ
定年間近だし



悪く思わないでくれ

こうして
かつては丸となって
輸送を支えた
仲間同士が
分断され



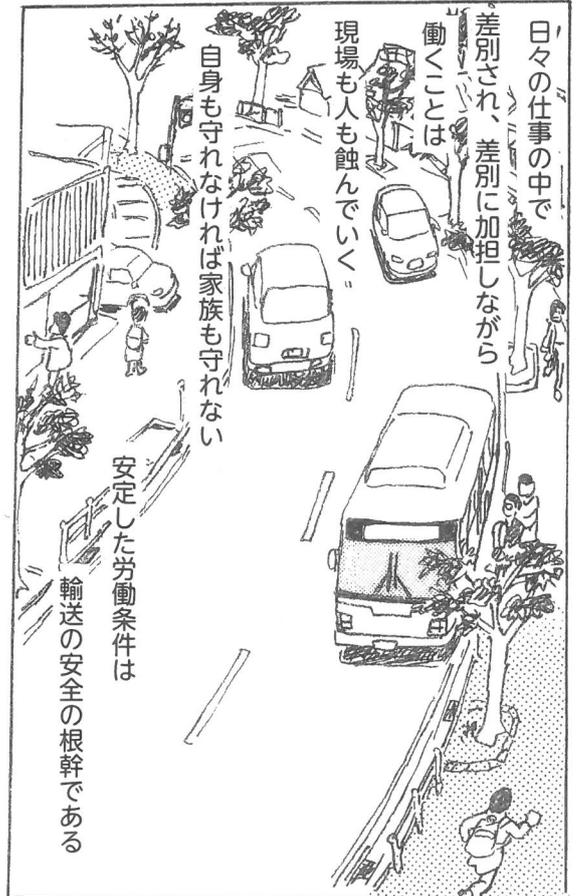
民主的な労働組合は
弱体化され

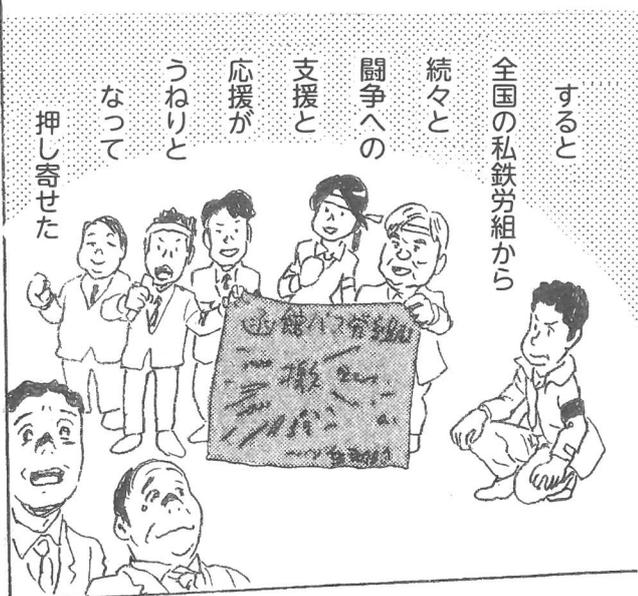
労働条件は
会社の一方的な
支配に服することとなった



なんだ

これ



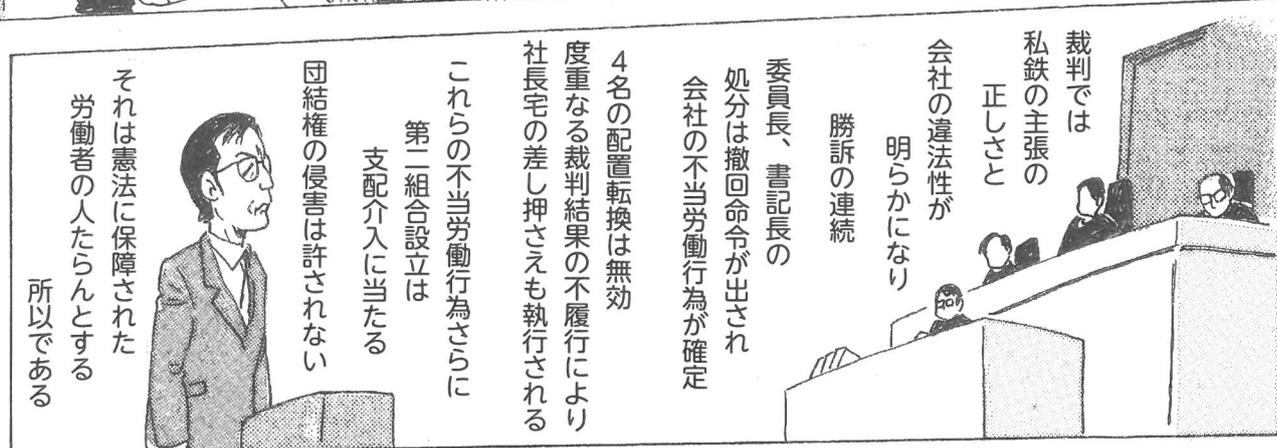


すると
全国の私鉄労組から
続々と
闘争への
支援と
応援が
うねりと
なって
押し寄せた



最強の
弁護団が
加わった

なつこ
ここに



裁判では
私鉄の主張の
正しさと
会社の違法性が
明らかに
勝訴の連続

委員長、書記長の
処分は撤回命令が出され
会社の不当労働行為が確定

4名の配置転換は無効
度重なる裁判結果の不履行により
社長宅の差し押さへも執行される

これらの不当労働行為さらに
第二組合設立は
支配介入に当たる

団結権の侵害は許されない

それは憲法に保障された
労働者の人たらしとする
所以である



会社は皮肉にも
労働者の団結を
呼び覚まし



組織と行動
そして
労働協約の
力の大きさを
改めて
証明することに
なったのである



係争中の裁判も
今後次々結審する
職場の立て直しも続く

会社の独裁による
職場支配は
時代にそぐわない

全ての仲間が
差別されることなく
安心して働ける
労働環境の確立

これが仲間、家族、
公共交通を守る

今後も連帯と支援をお願いします

私たちはこれからも

函館の街を支え走り続けます

司法および労働委員会の状況

【表1 地裁・高裁の判決】

裁判所	日付	争点	判決内容
札幌高裁 ＜確定＞	2022年11月29日	団体交渉を求め る権利について	①執行委員長は団体交渉を求め る立場にある、②会社は団体交渉に 応じる必要がある
最高裁 ＜確定＞ 会社側上告を棄 却	2024年1月10日	執行委員長の継 続雇用拒否の相 当性を争う裁判	・2022年12月13日の地裁判決を控訴、 ・2023年8月22日の高裁判決を上告 <u>会社に未払い賃金641万5477円の支払い 命令</u>
高裁判決 ※1審の審議で 裁判所から原審 維持にて和解案 の策定を打診さ れたが、提示せ ず	2024年4月25日 (函館地裁) 2023年10月24日	組合員4名に対 する不当配転	・労働組合法(1号、3号、4号)に違反 ・各配転命令は、単に労使間協議を欠いた のみならず、不当労働行為に該当する ・ <u>被告森は悪意又は重大な過失により忠実 義務を怠り不当労働行為に該当する配転お よび解雇を行った。組合員4名に対し、 550万の賠償命令、退職していない2名に は1266万の未払い賃金の支払い命令</u>

※「団体交渉に応じるように」という仮処分は、日本の労働史上で4件しか決定されていません。
 ※労働組合法7条1～4号の全ての行為、社長個人にまで損害賠償が及ぶことも、極めて異例です

【表2 労働委員会の命令】

労働委員会	日付	争点	違法内容
地労委 「命令」	2023年1月30日	団体交渉拒否と 36協定違反	・労働組合法7条2号および3号に違反 ・36協定が仮装されたこと認める
地労委 「命令」	2023年8月22日	・委員長、書記長、 組合員への懲戒 は支配介入 ・団体交渉拒否	・団交拒否、支配介入が認められ会社は、 労働組合法7条2号および3号に違反 ・3名に対する未払い賃金の支払いの命令 が下される
地労委 「命令」	2024年4月25日	・組合員4名に 対する不当配転	・労組法7条2号に違反 ・組合員4名に対し未払い賃金、ガソリン 代などの支給を命令

※この2023～2024年で札幌労働委員会が命令を出しているのは、函館バス事件のみ

コンプライアンスの問題

会社側が根本的な違法行為を改めない限り、今後も「違法判決」「命令」が続きます。係争の乱立を防ぐため、同様に配転や懲戒された組合員はまだ起訴しておらず、会社が態度を改めなければ、すべて裁判で争う必要があります。

- これ以上の法令違反、違法判決を繰り返さないことは、法治国家の企業なら当然の責務です
- 多くの組合員とその家族は、社長の個人感情により生活や人生を壊されています。これはパワハラ以上の人権侵害であり、ビジネスと人権の観点からも重大な問題です
- 団体交渉拒否で36協定を結んでいない期間があり、労基法違反について書類送検しています

本件は、単なるひとつの解雇や配転について不当労働行為と判断されたものではありません。意図的に法律を無視したか、全く法律を理解していないから起きた事件です。すでに司法も労働委員会も「悪意または重大な過失による違法行為」や「支配介入」と断言しています。函館バス(株)は、極めて悪質なコンプライアンス違反を意図的に続けています。

函館バス(株)の違法行為による経営損失について

- 労働実績がないにも関わらず、すでに違法と判断され 1900 万円を超える賃金の支払い命令
- 一連の違法行為が明確に認められ、660 万円の損害賠償金と慰謝料の支払い命令

組合員名	未払い賃金 (労働実績無)	賠償金 損害賠償	状況
執行委員長	641 万 5477 円		1 月 10 日 最高裁確定 ※ただし、いまだ就労拒絶状態
書記長	※組合専従のため 賃金実績が無し	55 万円	4 月 19 日 高裁判決
A 組合員	541 万 0400 円	165 万円	4 月 25 日 高裁判決
B 組合員	717 万 7500 円	165 万円	4 月 25 日 //
C 組合員 (退職)	—	110 万円	4 月 25 日 //
D 組合員 (退職)	—	110 万円	4 月 25 日 //
E 組合員	※控訴準備中		組合協議なく継続雇用拒否
F 組合員	//		組合協議なく配転
G 組合員	//		//
H 組合員	//		//
I 組合員	//		組合協議なく懲戒、配転
K 組合員	//		組合協議なく懲戒解雇
支払い合計	1900 万 3377 円	660 万円	

- 違法行為による未払い賃金と損害賠償をあわせて 2500 万円以上の支払いであり、長期化するほど企業の損失は拡大していきます
- 運転士不足により減便や廃線、営業を縮小しているにも関わらず、9 名のバス運転士を違法に働かせていません
- 相次ぐ「違法判決」、労働委員会「命令」により、企業のイメージは下がり、求人に影響を及ぼしているほか、働き手のモチベーション低下による離職の増加を招いています
- 弁護士費用も高額になっており、全面敗訴により裁判費用もすべて会社負担です

函館バス(株)の不当労働行為は、少なくとも 2500 万円以上の経営損失が出ることは確実です。弁護士費用や裁判費用、それらに関わる経費・人件費なども含めれば、違法行為のための費用がすでに 3000 万円を超えていると思われます。闘争を長引かせ、違法判決を繰り返すのであれば、さらに経営損失が拡大していくことは確実です。補助金などの支援を受けている企業が違法行為を繰り返し、損害賠償を払い続けるなど、許されるはずもありません。